

# ライオンズ SC ジュニアユース規約

## 第 1 条(名称)

本クラブは、ライオンズスポーツクラブ(ライオンズ SC)と称す。

## 第 2 条(事務所の所在地)

本クラブの事務所は、横須賀市須軽谷 992 番地 3 号におく。

## 第 3 条(目的)

本クラブは、プロサッカー選手の育成をテーマとして掲げ、スポーツを通じて若年層の人格形成に取り組む。

## 第 4 条(資格)

- 1.当クラブの目的に賛同し、その目的に向けて取り組む意思のあること。
- 2.人としてのけじめある行動を心掛ける意思のあること。

## 第 5 条(活動)

本クラブは、目的を達成するために以下の事業を遂行する。

- 1.練習と試合
- 2.その他、本クラブの目的を達成するために必要な事業。

## 第 6 条(会員)

本クラブの会員は、中学生で構成する。

## 第 7 条(会費等)

会費は、年間 120,000 円(税別)とし、月額 10,000 円(税別)の分割払いとする。また、必要に応じて会費等の臨時徴収を行う(合宿・遠征等)。学習塾の費用に関しては別途徴収とする。

休会・退会に伴う返金は一切行わない。

その他、活動場の変更等により会費の変更が生じる場合を有する。

## 第 8 条(会費等の滞納)

会員が事前に文書による承認手続きを行う場合のほか、会費等の費用が指定された期日までに納入されない際は、本クラブよりメール、もしくは、文書による督促を行う。

また、これに従わない際は本クラブ会員の資格を失うものとする。

#### 第 9 条(入会)

本クラブに入会する者は、申込書に必要事項を記入し、保護者が確認する義務を負う。  
また、本クラブに入会した者は、本クラブの趣旨に賛同したものとする。

#### 第 10 条(休退会)

本クラブの休会、退会を希望するクラブ員は、前月 20 日までに届出を行わなければならない。  
休退会は当クラブが指定する休会届・退会届に必要事項を記入し、保護者が署名する義務を負う。  
休会に際して費用の返金や調整はしない。休会は期限を最大 3 カ月とし、これを超える場合は会員の資格を失うものとする(自然退会)。但し、特別な理由と認められる場合はこの限りではない。

#### 第 11 条(除名)

本規約への違反、または、本クラブ会員としてふさわしくないと本クラブ指導員に判断された者は、直ちに除名とすることができる。(クラブ内での行動だけでなく、学校、その他の場所での問題行動や、所属中学での校則違反、染髪等は厳しく対処します)

#### 第 12 条(登録)

本クラブは、日本サッカー協会、神奈川県サッカー協会等に登録する。  
また、他チーム、団体、連盟等に登録はできず、個人の 2 重登録は認めない。

#### 第 13 条(事故)

- 1.指導員は事故が起こらないよう細心の注意を払うが、本クラブの活動において発生した事故による傷害については、スポーツ安全保険を適用する。
- 2.本クラブの活動において発生した賠償事故については、誠実にその賠償義務を履行する。  
但し、本クラブ指導員の指示する注意事項が厳密に実行されていない場合はこの限りではない。
- 3.保護者など、スポーツ安全保険未加入者が本クラブ活動中に不慮の事故等で傷害を被った場合、本クラブは一切の責任を負わない。

#### 第 14 条(会員情報取り扱い)

本クラブで取り扱う個人情報、協会登録、大会登録のほか、クラブ運営業務にのみ使用する。  
また、ホームページ等に掲載される写真などの肖像権を原則放棄することで同意を求めるが、それを認めない場合は本クラブまで書面にて申し出を行うこととする。

#### 第 15 条(規約の改正)

本規約は、当クラブの運営委員の決議を以って随時改正することができる。  
その他、本規約に定められていない必要な事項も随時追加することができる。

#### 第 16 条(施行)

本規約は 2018 年 1 月 1 日から施行する。(2020 年:第 11 条を追記)